

（出典：令和3年6月29日ひきこもりに関する関係府省横断会議 厚生労働省社会・援護局資料抜粋）

ひきこもり支援施策の推進について（令和2年10月27日地域福祉課長通知）

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

（取組の基本的な考え方）

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるための**ひきこもり相談窓口の明確化・周知**
- ② 地域の支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた**支援対象者の実態やニーズの把握**
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための**市町村プラットフォームの設置・運営**

…支援体制構築のための取組（★）

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③（★）の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による**包括的な支援体制の構築**〔支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施〕
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③（★）の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること**
 - ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握〔市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携〕
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進〔市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施〕
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
 - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

ひきこもり支援施策に関する国の動向

■ 県内の進捗状況

① ひきこもり相談窓口の明確化・周知 ※詳細は「報告事項2」

- ・ 明確化 県および34市町村の相談窓口を明確化済み。
- ・ 周知 R3.10月～リーフレット等により周知を進める予定。

② 支援対象者の実態やニーズの把握

- ・ 県 R2.6月に実態把握調査を実施済み。
- ・ 市町村 7市町村で独自に実態把握を実施済み。(R3.4月国調査への回答結果より)
- ※ 独自調査が未実施の市町村においても、県で実施済みの調査結果を活用したり、小規模自治体であるため調査なしで把握は可能だが、相談があった際には関係機関と連携し対応にあたっている場合もある。

③ 市町村プラットフォームの設置・運営

- ・ 市町村 (R3.3月国調査への回答結果より)
設置済み：10自治体、未設置・今後設置予定：24自治体

※未設置の理由としては「市町村プラットフォームの理解が不足している」「ひきこもり支援(所管課の設置、実態把握等)が進んでいないため」等が挙げられていた。



- ・ 県 R3.4～7月にかけて、市町村プラットフォームの考え方について、市町村訪問時や会議の場で周知。今後、生活困窮者自立支援機関協議会等も活用し、引き続き市町村プラットフォームに対する理解と設置に向けた促進を図る。

■ ひきこもり支援に関する関係府省横断会議

目的：ひきこもり状態にある方やそのご家族への支援に当たっては、多様な選択肢を用意することが重要であるとの認識の下、各自治体において官民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境を整備するため。

構成府省：内閣官房、厚生労働省、内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省

<第1回> 令和3年6月29日(火) ※一部オンライン

内容：①内閣官房孤独・孤立対策担当室

- ・ 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議の実施(1回目：R3.3.12, 2回目：R3.4.23, 3回目：R3.5.31)
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2021(R3.6.18閣議決定)

②厚生労働省社会・援護局

- ・ ひきこもり支援施策(ひきこもり地域支援センター、生活困窮者自立支援制度、就職氷河期世代支援、自治体への要請等)
- ・ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

※参考資料として、いの町の市町村プラットフォームの事例が紹介された。

<第2回> 令和3年7月27日(火) ※一部オンライン

内容：①ひきこもり支援の先進的な取組について

- ・ 滋賀県のひきこもり地域支援センターの取組
- ・ 岡山県総社市におけるひきこもり支援について

②意見交換

<第3回> 令和3年8月30日(月) ※一部オンライン

内容：①ひきこもり支援の先進的な取組について

・ 高知県安芸市におけるひきこもり支援について

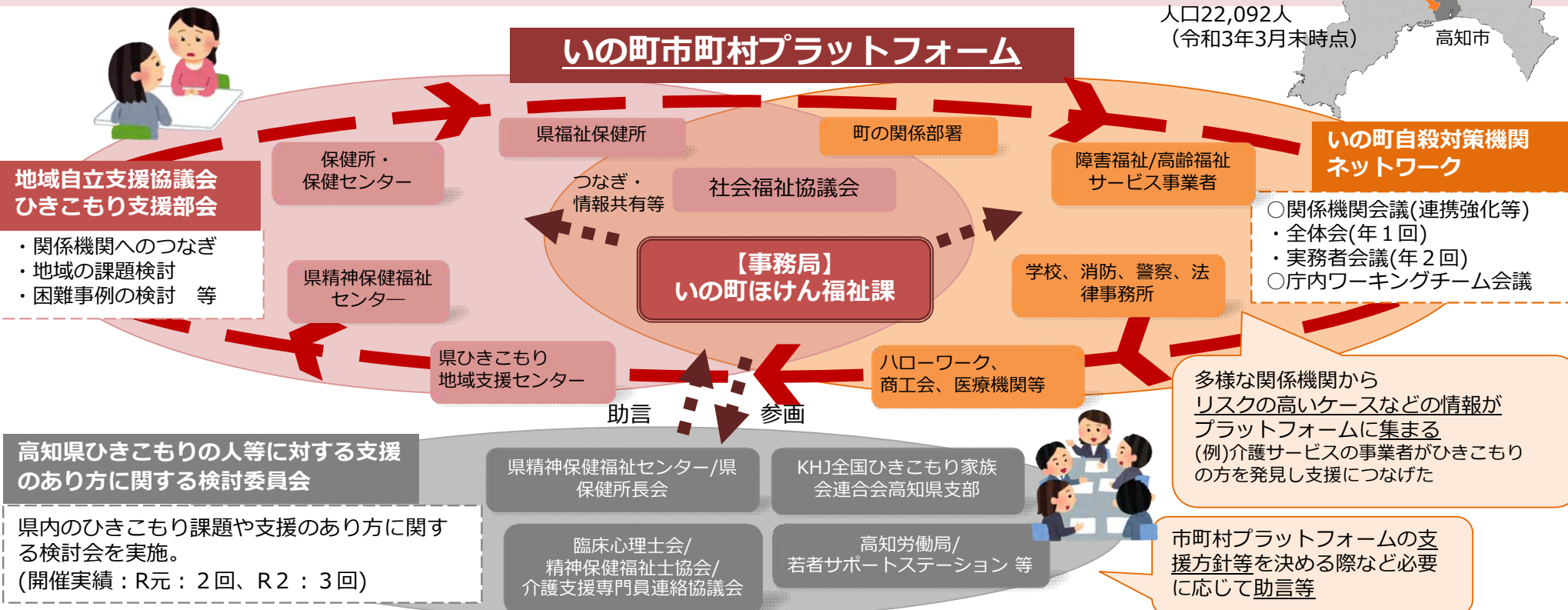
～誰もがしあわせになる「農福連携」～

- ・ ひきこもりなど生きづらさを有する市民への就労支援について(大阪府豊中市)

②意見交換

高知県のいの町の市町村プラットフォームの取組【参考】

- 高知県のいの町では、従来から設置していたネットワーク「地域自立支援協議会（ひきこもり支援部会）」と「いの町自殺対策機関ネットワーク」を、就職氷河期世代支援の市町村プラットフォームとして活用
- 双方のネットワークの多様な関係機関による連携の下、様々な社会資源を活用できる支援体制を構築
- 高知県のひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会がバックアップ



厚生労働省作成

ワンポイント

- ・ 既存のネットワークを活用したプラットフォームの構築
- ・ 「いの町ほけん福祉課」がハブとなって、双方のネットワークの関係機関を活用
- ・ 高知県の検討委員会のメンバーによるバックアップにより、分厚い支援体制を構築